第三十九条の四十五の二第六項第三号を次のように改める。

三　当該分割等に係る分割承継法人等　次に掲げる分割承継法人等の区分に応じそれぞれ次に定める雇用者の数

イ　当該分割等に係る分割承継法人等（当該分割又は現物出資により設立した分割承継法人又は被現物出資法人を除く。イにおいて同じ。）　次に掲げる雇用者の数を合計した数

(1)　当該分割承継法人等の連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数

(2)　当該分割等に係る分割法人等の連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数に当該分割等の直後の当該分割承継法人等の雇用者（当該分割等の直前において当該分割法人等の雇用者であつた者に限る。）の数を乗じてこれを当該分割等の直前の当該分割法人等の雇用者の数で除して計算した数

ロ　当該分割又は現物出資により設立した分割承継法人又は被現物出資法人　当該分割又は現物出資の直後の当該分割承継法人又は被現物出資法人の雇用者（当該分割又は現物出資の直前において当該分割法人又は現物出資法人の雇用者であつた者に限る。）の数を合計した数

第三十九条の四十五の二第七項中「同条第二項第六号」を「同条第二項第七号」に改め、「各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「同条第二項第四号」を「同条第二項第五号」に、「の支給額（」を「の支給額のうち各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除くものとし、」に、「当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等（法第四十二条の十二第二項第五号に規定する給与等をいう。）の支給額」を「当該給与等の支給額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」に改め、同条第九項第一号イ中「現物分配が」を「現物分配にあつては」に、「である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。イ及び次号イ」を「を除く。以下この号」に改め、「（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。次号イにおいて同じ。）」を削り、同号ロ中「（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には基準日の前日から当該適用年度の前連結事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。ロ及び次号ロにおいて同じ。）」及び「（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。次号ロにおいて同じ。）」を削り、同項第二号イ中「行われた分割等」の下に「（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。イにおいて同じ。）」を、「分割等の日」の下に「（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」を加え、同号ロ中「行われた分割等」の下に「（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には基準日の前日から当該適用年度の前連結事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。ロにおいて同じ。）」を、「分割等の日」の下に「（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」を加え、同条第十項中「同項第一号イ若しくはロに規定する分割等又は同項第三号の分割若しくは現物出資」を「分割、現物出資又は現物分配」に改め、同条第十三項中「第六十八条の十五の二第二項第六号」を「第六十八条の十五の二第二項第七号」に改め、「連結子法人の設立」の下に「（合併、分割又は現物出資による設立を除く。）」を加え、「（第七項の規定の適用を受ける同項第三号に掲げる合併法人及び第九項の規定の適用を受ける同項第三号に掲げる分割承継法人又は被現物出資法人の設立の日を含む連結事業年度を除く。）」を削り、同条第十四項中「調整前連結税額（」及び「を」を「、第六十八条の十五の二第六項、第六十八条の十五の三第八項、第六十八条の十五の四第十一項及び第六十八条の十五の五第六項」に、「第六十八条の十五の三第一項各号」を「第六十八条の十五の六第一項各号」に、「第六十八条の十五の三第一項（」を「第六十八条の十五の六第一項（」に改め、同条第三項中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の九の二第十二項」に、「第六十八条の十第十一項」を「第六十八条の十第十四項」に、「又は第六十八条の十五の二第六項」を「、第六十八条の十五の二第六項、第六十八条の十五の三第八項、第六十八条の十五の四第十一項又は第六十八条の十五の五第六項」に改め、同項第一号中「第六十八条の十五の三第一項第一号」を「第六十八条の十五の六第一項第一号」に改め、同号イ中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第三十九条の三十九の二第十二項」に改め、同号ロ中「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に改め、同項第二号中「第六十八条の十五の三第一項第四号」を「第六十八条の十五の六第一項第四号」に改め、同号イ中「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に改め、同号ロ中「が法第六十八条の十五の六第一項後段」に改め、同号ロ(1)中「第六十八条の十五の三第一項第五号」を「第六十八条の十五の六第一項第五号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に改め、同項第四号中「第六十八条の十五の三第一項第六号」を「第六十八条の十五の六第一項第六号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に改め、同項第五号中「第六十八条の十五の三第一項第七号」を「第六十八条の十五の六第一項第七号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に改め、同項第六号中「第六十八条の十五の三第一項第八号」を「第六十八条の十五の六第一項第八号」に改め、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に、「前条第十四項」を「第三十九条の四十五の二第十四項」に改め、同項に次の三号を加える。

七　当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の六第一項第九号に掲げる規定によるものである場合　第三十九条の四十五の三第七項に規定する調整前連結税額から控除された金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額とする。

イ　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の六第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額

ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の六第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　同項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の三第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

八　当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の六第一項第十号に掲げる規定によるものである場合　第三十九条の四十五の四第六項各号に定める金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、その定める金額の合計額）を控除した金額とする。

イ　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の六第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額